地方厚生(支)局医療課長 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部)長 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)長

厚生労働省保険局医療課長

「診療報酬明細書に添付する資料について」の一部改正について

電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を行っている保険医療機関については、平成24年4月診療分から請求する各点数の算定日を記録して請求することとされている。

それに伴い、「診療報酬明細書に添付する資料について」(平成10年10月28日付保険発第160号・老健 第145号)について、下記のとおり改正することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保 険医療機関及び審査支払機関等に周知徹底を図り、その取扱いに遺漏のないよう特段の御配慮を願いたい。

記

記以下を別添のとおり改める。

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和51年厚生省令第36号。以下「請求省令」という。)第1条第2項及び第3項並びに第7条第2項に基づき、電子情報処理組織の使用による請求を行う場合若しくは光ディスク等を用いた請求を行う場合又は書面による請求を行う場合に添付しなければならないこととされる資料の具体的内容は、次に掲げるとおりとする。

1 請求省令第1条第2項及び第3項並びに第7条第2項に基づき電子情報処理組織の使用による請求 を行う場合若しくは光ディスク等を用いた請求を行う場合又は書面による請求を行う場合

患者の主たる疾患(合併症を含む。)の診断根拠となった臨床症状、その診察・検査所見及び実施された主な治療行為(手術、処置、薬物治療等)の必要性並びにこれらの経過について、担当医が記載したもの。

また、診療報酬明細書の合計点数が100万点以上である場合は、次に掲げる薬剤及び処置に係る症状等について、担当医が別に記載したもの。

薬剤関係

血栓溶解剤、遺伝子組替え製剤、人免疫グロブリン製剤、人血清アルブミン製剤・血漿蛋白製剤、 乾燥濃縮人アンチトロンビンⅢ製剤、プロスタグランディン製剤、新鮮凍結人血漿、抗生物質製剤

② 処置関係

血漿交換療法、吸着式血液浄化法、人工腎臓

2 請求省令第7条第2項に基づき書面により請求を行う場合

所定単位当たりの価格が205円以下の薬剤を除く全ての使用薬剤について、別紙様式により、投薬、注射、処置及び手術の区分ごとに(該当する項目を丸で囲むこと。)、各薬剤の日々の使用量を記載した日計表

診療報酬明細書に添付する資料について (平成10年10月28日付保険発第160号・老健第145号)・抜粋)

療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和51年厚生省令第36号。 以下「請求省令」という。)第1条第2項及び第3項並びに第7条第2項に基づき、電子情報処理組織の 使用による請求を行う場合若しくは光ディスク等を用いた請求を行う場合又は書面による請求を行う場合 診療報酬明細書に添付しなければならないこととされる資料の具体的内容は、次に掲げるとおりとする。

1 請求省令第1条第2項及び第3項並びに第7条第2項に基づき電子情報処理組織の使用による請求 を行う場合若しくは光ディスク等を用いた請求を行う場合又は書面による請求を行う場合

患者の主たる疾患(合併症を含む。)の診断根拠となった臨床症状、その診察・検査所見及び実施された主な治療行為(手術、処置、薬物治療等)の必要性並びにこれらの経過について、担当医が記載したもの。

また、診療報酬明細書の合計点数が100万点以上である場合は、次に掲げる薬剤及び処置に係る症状等について、担当医が別に記載したもの。

① 薬剤関係

血栓溶解剤、遺伝子組替え製剤、人免疫グロブリン製剤、人血清アルブミン製剤・血漿蛋白製剤、 乾燥濃縮人アンチトロンビンⅢ製剤、プロスタグランディン製剤、新鮮凍結人血漿、抗生物質製剤

② 処置関係

血漿交換療法、吸着式血液浄化法、人工腎臓

2 請求省令第7条第2項に基づき書面により請求を行う場合

所定単位当たりの価格が205円以下の薬剤を除く全ての使用薬剤について、別紙様式により、投薬、注射、処置及び手術の区分ごとに(該当する項目を丸で囲むこと。)、各薬剤の日々の使用量を記載した日計表